違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会
No.18　2020年12月11日
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-5 B2
*8月から住所が変わりました
電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287
Mail : office@anpoiken.jp
Web : http://anpoiken.jp

「一見して明白な憲法違反」を黙認する わが国司法の崩壊を阻止する

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク 代表 寺 井 一 弘

去る１０月１日、前橋地方裁判所は原告敗訴となる判決を言い渡しました。

裁判長自らが安保法制法の違憲性を争点整理とした書面を作成して提示し、「宮崎礼壱元内閣法制局長官の話を出来るだけ時間をとって主尋問６０分でお聞きしたい」と宣明して、東京新聞論説委員の半田滋氏と憲法学者の志田陽子氏の３人を全国で初めて採用して証人尋問を実現した裁判所であっただけに「ぐんま弁護団」はもとより全国各地で安保法制違憲訴訟を闘っている多くの方々に「少なくとも理由中では憲法判断に踏み込む」との期待を抱かせていましたが、それは完全に裏切られる結果となりました。

宮崎氏が「新安保法制法は一見して明白な憲法違反」と歴史的な証言をしましたが、判決文の中ではそのことに一言も触れていない内容に対して、判決に立ち合っていた私は「ぐんま弁護団」の大塚共同代表らと共に唖然とし、戦慄を覚えました。

それは端的にわが国司法が戦争政策を強引に推し進める自民党政権に忖度してその役割を完全に放擲して崩壊させられようとしている姿を直視させられて驚愕したからに他なりません。

前橋判決がなにゆえに東京地裁判決のコピーのような結果となったのか、それはいずれ明らかになるかと思いますが、これで私達は７つの裁判所で敗訴したことになります。その理由は共通して「平和的生存権は具体的権利ではない」「人格権を侵害するほどの戦争の危険性はない」「国民投票の権利が保障されているので、憲法改正・決定権は侵害していない」という紋切り型の無内容のものでありました。

裁判官の政治的無理解さを露呈し、国民市民の戦争に対する不安や恐怖に陥っている気持に真正面から向かい合ったものでは全くありませんでした。わが国の内閣も国会もそして司法もその機能を完全に失い、民主主義の根幹である三権分立制度が絵に描いた餅になっている実態を見せつけられております。

私たちは４年半前の２０１６年４月２６日に安保法制を憲法違反とする訴訟を提起して以来、その流れは北から南までの全国的な展開となって２２の裁判所で２５の憲法訴訟が続けられてきましたが、それを支援している市民の方々は圧倒的な人数に及び、益川敏英ノーベル賞物理学者、山田洋次映画監督など有識者の方々は「安保法制は憲法違反です」の８０００枚にのぼるポスターにもご登場いただきました。

私はこの間、コロナ禍の環境の中で全国各地を駆け回って参りましたが、「安保法制」や「集団的自衛権」の言葉が死語になりつつある中で市民の皆様が必死に闘いに挑んでおられる姿を拝見して胸を熱くさせられてきました。

自民党はあのヒットラーの手法を模倣して私達市民がひたすら安倍政権の暴挙を忘れたり、諦めたりすることを期待していますが、私達は沖縄辺野古基地のテント村の垂れ幕に書いてある「諦めた時が敗北である」とのスローガンに深く学び、最後まで闘うことを更に強化していかなければなりません。わが国司法の崩壊を断固阻止しなければならない歴史的責務があるからです。本物の闘いはまさに今、正念場となってきました。

私はこの度、伊藤真弁護士らとともに「安保法制違憲訴訟―私たちは戦争を許さない」という書籍を日本評論社より上梓いたしました。拙い書籍ではありますが、これからの長く続くであろう闘いのために皆様にご一読願ってご参考にしていただければ幸甚に存じます。

定価（本体 1200 円）

（同封の申込書によりご注文いただいた方には特別価格、1000 円にて頒布いたします。ご注文をお待ちしております。）

東京高裁国賠進行協議期日

2020年10月8日、原告（控訴人）と双方代理人が出席しての進行協議期日が行われました。

裁判もコロナ禍と無縁ではなく、この日は両隣を2席開けるという条件で、原告と代理人併せて45名の参加となりました。45名の内、バーの中の原告席には10名が着席しました。これまで50名が密に座っていましたので、一般傍聴席から見た原告席は、少し迫力に欠ける印象でした。裁判所の座席の制限に呼応する形で、外出を控えておられる方も多く、入廷できる人数と希望者数がちょうど同じになり、希望者は全員傍聴することができました。

通常の進行協議期日だと、裁判所と双方代理人が必要なことをぼそぼそと話して終わるようなのですが、原告も参加していたことから、代理人4名からの意見陳述がなされました。

まず古川（こがわ）健三弁護士（写真中央）から原判決の判断の非常識さが熱く語られました。

次に、棚橋桂介弁護士が、ジャーナリストの半田滋さん、日本国際ボランティアセンター代表理事の今井高樹さん、ジャーナリスト・ＮＧＯ役員の西谷文和さん、元内閣法制局長官の宮崎礼壹さんら、4名の証人尋問を、ぜひ認めて欲しいと主張しました。

報告集会 衆議院第一議員会館多目的ホールにて

また、杉浦ひとみ弁護士はパワーポイントをもいちながら、今井高樹さんの南スーダンでのエピソードや、西谷文和さんのアフガニスタンでの中村哲医師とのエピソードなどを紹介しました。傍聴した原告はもちろん、裁判所にとっても画像を用いた説明は分かりやすく、理解も得やすいだろうと思いました。

そして最後に福田護弁護士から、コロナで悪化している米中関係、また、イラン情勢など、集団的自衛権の行使を容認し、後方支援を戦闘地域にまで拡大した新安保法制法の下で、日本がどれほど危険な状況にあるかが力強く訴えられ、改めて証人採用の必要性が強調されました。

（事務局次長　山口あずさ）

高知における安保法制違憲訴訟の意義と現状について
～弁論の更新手続欠如による差戻し

安保法制違憲訴訟高知弁護団長　弁護士　梶　原　守　光

高知における違憲訴訟の提起は、東京訴訟に次ぐ早期の提訴でした。それは、安保法制があまりにもひどい、一見明白な違憲行為であり、黙過することは許されないとの判断からでした。

確かに日本の司法の現状を見れば、いくら明白な違憲行為であっても、簡単に決着がつくとは思えませんが、そうかといってこれだけ明白な違憲行為が行われても何の訴訟提起も無く黙すれば、国民の一人としても、司法に関与する者の一人としても、日本の平和と民主主義にとって重大な禍根を残すと考えたからです。

ですから、いま全国で断固としてその違憲性と国家権力の横暴の責任を追及する運動に連帯して立ち上がっていることに自信と誇りを持って前進しましょう。

高知での訴訟は現在、一審判決破棄、差し戻し審が始まっています。これは一審における訴訟手続きの違法性が表面化したためです。

私たちは、裁判官が2名審理途中で交代していながら、その更新手続を取っていない直接主義違反について、本件訴訟の重大性からして許されないとして意見書を出し、口頭弁論で主張して、原審への差し戻しを主張しました。

従って、今、差し戻し審において、新たな人証や専門家の意見書等を準備し、司法が一見明白な違憲行為について憲法判断を避け、門前払いを許さない取り組みを進めています。

今後とも勝利判決を勝ち取るため、がんばりましょう。

山口における「わや」を許さない力 ～寺井弁護士を迎えて

安保法制違憲訴訟山口弁護団長　弁護士　内　山　新　吾

コロナの影響で、人影もまばらな６月末の山口宇部空港。降りてきた数少ない乗客の１人として、寺井弁護士が到着した。翌日の山口地裁で意見陳述をしていただくための山口入り。コロナ感染拡大状況と先生御自身の健康状態からすれば、ギリギリのところだったと思う。

到着当日は、夕方から講演会。先生の紹介役の私は、改めて、先生と自分の関わりや違憲訴訟提訴を決意したときのことを思い起こした。

私がまだ若手の弁護士だったころ、当番弁護士制度が全国に広がった。逮捕された人に弁護士が無料でかけつける。その取り組みの先頭に立ったのが、寺井先生だった。私は、先生から背中を押されて、山口県で制度を発足させた。この取り組みがやがて被疑者国選弁護制度実現につながった。当時は、被疑者国選が実現するなんて夢のような話だったが、今は当たり前になった。

寺井先生は、その後、日弁連事務総長や法テラスの理事長をつとめ、政治色のある活動とは距離を置かれているように感じた。しかし、そうではなかった。４年半ほど前、寺井先生から安保法制違憲訴訟を山口でも、という話があった。寺井先生からの話なら断らないことをモットーにしていた私も二の足を踏んだ。たしかに、安保法制はとんでもない、どうしても廃止しなければいけない。でも、裁判で勝つことは極めて難しい、と思った。それでも、寺井先生からの熱心な働きかけは続いた。やがて、断れないと観念した。だから、この違憲訴訟は寺井先生からの働きかけでなければ、やろうと思わなかったと思う。

もっとも、私が提訴を決意した理由は、それだけではない。山口県内では、安保法制問題をきっかけにして、かつてなく幅広い人たちが運動に結集していた。党派の違い労働組合路線の違いのため、これまでは、ときにはいがみ合い、共に運動することのなかった人たちが、一緒に街頭に立ち集会を企画し、知恵と力を出し合っていた。日弁連副会長を務めた後で、少々気が大きくなっていた私もその運動に加わった。「ちがう」者同士が「同じ」目標に向かって力を合わせることが、こんなにも楽しいのか、と実感した。運動の中には、それまで組合運動や市民運動に無縁だった人もいて、むしろ、そういう人が運動をリードしていた。１０年前には想像もできなかったことだ。この宝物のような運動を、安保法制が成立した後も、継続発展させたいと思った。違憲訴訟に取り組むことは、そのための重要な力になる、そう感じた。

この私の予感は当たった。１３５名の原告の「色」は実にカラフル。それまで長年５月３日の集会を別々に行っていた顔ぶれが共に原告団の中心を担った。（もちろん、憲法集会も共催でにぎやかに行われるようになった）。

さて、６月３０日の寺井弁護士の講演は、自らの生い立ち、満州からの引き揚げと母への思いから始まった。平和憲法の危機的な状況の中でも「あきらめないこと」「知ること」の大切さを訴えるものだった。参加者からは「ブレない生き方に感動して言葉にならない。この訴訟に参加してよかった」「勝利への展望を語っていただき、勇気づけられた」との感想が寄せられた。

寺井弁護士は、その後、山口の弁護団との懇親会に参加した（なお、山口の弁護団の顔ぶれは、これまで一緒に弁護団を組んだことのないメンバーが多く新鮮である）。翌日は、法廷で裁判官に対して力強く意見陳述をされた。コロナのため、傍聴席は通常の３分の１ほどに限定されたが、報告集会では多くの原告、市民が参加した。

山口地裁では、１２月に証人と原告本人尋問が行われる。そこで話をする原告の１人は、纐纈厚さん（政治学者、山口大学の元副学長、明治大学特任教授）だ。纐纈さんは、４年前の参院選で、山口県初の野党統一候補としてたたかった方で、山口県での幅広い共同のシンボルでもある。ずっと長い間、別々の憲法集会をやってきた１つの団体のリーダーだった纐纈さんを、もう１つの集会の事務局を担当してきた私が尋問する。

山口県の訴訟の会のニュースの名前は「わやしちゃーいけん」。山口弁で、「無茶なことはしてはいけない」という怒りの言葉だ。そして、「いけん」と「違憲」をかけている。意訳すれば、寺井弁護士の講演会の演題と同じく「平和憲法の破壊は許さない」となる。安倍政権の「わや」の連続のあと、菅政権も「わや」を続ける中で、このスローガンは輝いている。「わや」が大きければ大きいほど、このスローガンに結集する人の幅は広くなる。「ちがう」人が集まれば、運動の力は強くなる。

安保法制制定の「わや」、安保法制運用の「わや」、そして、各地で安保法制違憲訴訟を担当する裁判官の「わや」。でも、できそうになかった広範な人々の共同が、「安倍足下の県」と言われた山口でできた。出そうにない違憲判決が出ても不思議ではない。

右から３人目内山弁護士（筆者）、同４人目寺井弁護士

急浮上した敵基地攻撃 ～踏み越える専守防衛～
半田滋氏（防衛ジャーナリスト）講演報告

弁護士 有 岡 佳 次 朗

本年９月３０日、元東京新聞論説兼編集委員で現在は防衛ジャーナリストとして活動されている半田滋さんに約２時間にわたり安保法制違憲訴訟弁護団のための特別講演をしていただきました。

まず、安倍首相が辞任直後の９月１１日に残した談話（安倍談話）について解説していただきました。安倍談話ではイージスアショアの配備を止めるけれど、止めるだけでいいのか、敵基地攻撃能力を持たないと抑止力としては十分機能しない。また､敵基地攻撃能力を持ったとしても、専守防衛の自衛隊の在り方は変わらないとしました。この論理の組み立て方は、安保法制を作ったときとそっくりです。加えて、北朝鮮は小型化・弾頭化の成功で日本を攻撃できると言われているが、北朝鮮は一度も公式に日本を攻撃する目的で核・ミサイル開発を行っていると表明したことはなく、一方、米国の戦争の歴史をみると、米国は核保有国と戦争したことはないのです。北朝鮮は「核を持たなければやられてしまう」という危機感から核・ミサイルの開発に突き進んできたのであって、安倍談話にあるような「日本を攻撃できる」と解釈するのはまったく正しくありません。

もともとイージスアショアは､安倍首相が米国に行って、トランプ大統領から何か米国製のものを買えと言われて、わずか１０か月の間に導入が決まったものであり、国防の必要性から決まったわけではないのです。

武器等の購入費についても、２００９年の民主党政権時には５００億円程度で収まっていたのが、安倍政権では去年７０００億円を超え、今年もすでに５０００億円を超えています。

この爆買いの内訳をみると、性能が悪いので米軍でほとんど売れない対空型無人機のグローバルホークは、その購入（３機、６５０億円）だけでなく、米国から送られる何十人もの技術者の生活費（一人当たり７５００万円）についても日本が負担しているのです。役に立たない無人航空機のために莫大な金をどぶに捨てているようなものです。

これまで集団的自衛権の行使ができないのを、できるというふうに変えてきたのと同じように、今回も、敵基地攻撃ができないというのを、できるというふうに変えていこうとしているのです。

次に、半田さんは、２０１８年１２月に改定された防衛計画の大綱や、中期防衛力整備計画で、護衛艦「いずも」の空母化などを決め、敵基地攻撃ができる兵器が着々とそろい始めていることを指摘されました。

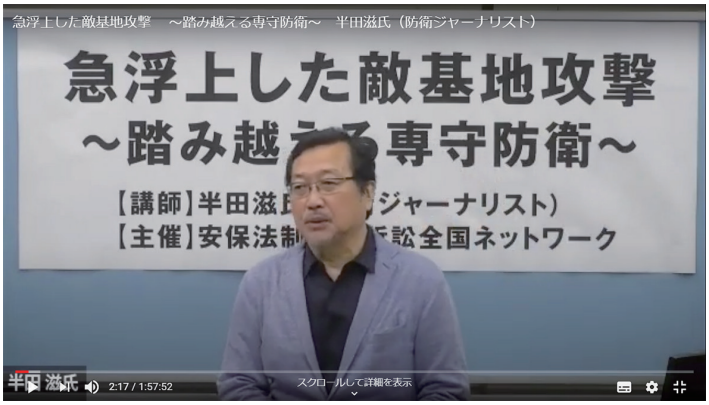

北朝鮮の核・ミサイル開発というのは、あくまでも米国に向けたものです。しかし、朝鮮戦争が再燃して北朝鮮と韓国軍と米軍が交戦をすると､朝鮮半島で行われる戦争は、すなわち安全保障関連法の重要影響事態となります。これに基づき米軍に後方支援や発進準備中の航空機への燃料の補給などを行い、さらに自衛隊が参戦して北朝鮮を攻撃することになれば、北朝鮮から弾道ミサイルが日本に飛んでくることになるのです。

安保法制があって、重要影響事態や存立危機事態が認定されるから、最終的に日本有事になり、安保法制がなければ、朝鮮半島の戦争で収まり日本が攻撃されるはない、それを繋いでいるのがまさに安全保障関連法だということで、これはおかしなことです。

もっとも、米国がイラン包囲網を着々と作っていることから、朝鮮半島で米国と北朝鮮が戦争する可能性よりも、むしろ中東のほうが心配です。

存立危機事態に基づく集団的自衛権の行使として、イランと米国の戦争の中に、米国側に付いて参戦をしていくということになっていくだろう、そのときに、敵基地攻撃能力というものにお墨付き与えて､政策として持っていれば、かつてのイラク戦争のときに米国とタッグを組んだ英国軍と同じような仕事ができる。それをしたいのが、安倍政権であり、菅首相です。

安全保障関連法は日本有事に繋がり、中東における日本の平和と安全に全く関係のない戦争に我々を巻き込むような天下の悪法であり、すなわち戦争法だと言わざるを得ません。と、半田さんは講演を締められました。

その後１時間程度に渡って弁護団との質疑応答が行われ、参加者から積極的な質問と半田さんによる丁寧かつ明確な回答がなされました。

これから続く訴訟活動にとって、重要な指針を与えていただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

アラートが塞がれることの怖さ

武蔵野美術大学教授　志　田　陽　子

日本学術会議の任命拒否を巡り、多くの識者・表現者が声を上げた。

当初は「学問の自由の侵害だ」という学者からの声明や談話が続いたが、時間を経るにつれ、この問題の根はかなり深いところにあること、その問題の影響は社会の広範囲に及ぶことがわかってきた。

憲法23条「学問の自由」は、「大学の自治」を中心的な要素としているが、専門的な学問の世界は学会などを通じてその外にも広がっている。中でも日本学術会議は、「学術」の名にあるとおり、学問にたずさわる人々の見識を政府のために提供するべく設置され、法的にも認められた公的機関である。

大学や影響力のある学者は狙い撃ちされやすく、その心理的影響は広く社会に及ぶ。

戦前には政府が大学に特定の教員（学者）の休職を強いたことがあった。滝川事件では、文部大臣が大学に学者の罷免を要求し、学者のほうが反発して辞任という流れとなり、矢内原事件では、辞職させることに決まったことを受けて学者が自ら身を引く、という形だったが、政府の圧力によって失職に追い込まれている点では共通している。すでに大学を退任し名誉教授になっていた美濃部達吉が国会で非難された「天皇機関説事件」も、大学や一般社会、公務員人事にまで影響した。

こうしたことを繰り返さないために、憲法に「学問の自由」が明記され、政治と学問は距離を置くべきだとされてきた。日本学術会議法に定められた人選の方式も、日本学術会議自身が次期の会員候補者を選び推薦し（同法17条）、内閣総理大臣がこれに「基づいて」任命する（同法7条2項）こととなっているが、これは実質の人選が日本学術会議に任され、内閣総理大臣の任命は形式的なものにとどまると読むべきである。

さらに最近の研究や報道で、日本学術会議の設立は、そもそも「学問の自由」制定の背景理念と切り離せない関係にあり、学術研究者が戦争協力を余儀なくされてきた流れを断ち切るという決断が込められていたこともわかってきた（これについては、推薦を受けながら任命されなかった当事者である加藤陽子教授の論説が、11月21日の毎日新聞朝刊に掲載されている）。同時に最近の報道で、この任命拒否は、日本学術会議に軍事研究協力を要請したいという政府の意向から発したものだとの説得力ある読み解きもある。こうなると、政府の振る舞いは、日本学術会議設立の理念・含意に真っ向から反することになる。

たとえば2013年に設置された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）のように、政府の人選・指名による有識者会議というものもありうる（その報告書の内容がそれ自体で公的正統性をもつのかという問題は残るが）。そういうものとは異なり、学術の世界の有識者を、学術の世界の推薦によって選出し任命するところに、この組織の「公的」意味がある。

なぜこのような形での《学問の独立性》が重要なのだろうか。それは必要なときに政治に対し警鐘、警報（アラート）を鳴らす役割が期待されているからである。

日本学術会議法では、政府から日本学術会議に諮問すること（同法4条）とともに、日本学術会議から政府に勧告すること（同法5条）の両方ができる。こうした役割は、常に政府の見解や政策を相対化し、是々非々で熟慮をつくすことによって初めて、果たすことができる。

憲法には裁判官の身分保障や違憲審査制など、本来、こうしたアラート機能が随所に組み込まれている。学術会議も同じ役割を託された組織といえる。しかし現在の政府は、こうしたアラート機能を次々に無効化しようとしてきた。警鐘を鳴らす基礎となる情報公開の仕組みも、公文書の管理のおかしさから、機能不全を起こしている。そして任命人事の実質を掌握することによって「アラート機能」を奪われた最たる前例が、裁判所と憲法81条（違憲審査権）だろう。日本が平和国家として尽力すべきところでその逆の道を行くことになっていることの「法的な」違背について、裁判所が判断できない状態が続いている。火災報知機を動作不能にしてしまった建物の中で火器を扱っているようなものである。

この状況を少しでも知っている人間であれば、同じことが行われようとしているという連想が働くのが自然で、もしも「そうではない」としたら、政府はそれなりの筋だった説明ができなくてはならない。

政治から「自由」な立場で学者が発言し、裁判官が法的判断を行うということの意味は、ときに結果的に政府方針と違う内容になったとしても恐れなくてよい、ということである。この「自由」の保障があってこそ、行政組織の内部からは出にくい辛口の提言や勧告（学者の場合）、そして法的な判決・決定（裁判官の場合）が可能になる。だからこそ、公金を使って支える意味がある。

今回、トップレベルの学者が狙い撃ちにされるのを人びとは目の当たりにした。とりわけ、この一連の流れからは、安全保障や平和国家といった問題領域で発言をしたら、社会の主流から承認されず不利益を受けるかもしれない、という萎縮が広がることが懸念される。そうした萎縮が社会に広まれば、社会全体の思考力が麻痺し、機能不全に陥っていくおそれがある。

任命拒否の理由の説明は今のところ筋だったものとは言えず、いくら理由を読み解いても推測の域を出ないことが、さらに萎縮の余波を広げかねない。こうした状況では、責任ある発言は行いにくく、デマでもお構いなしというマインドの人の発言のほうが幅を利かせやすくなる。言論環境がそのように傾斜・歪曲をこうむっている状況も、治癒していかなくてはならない。

私たち一人一人が「萎縮しない」という矜持を持つと同時に、政府には拒否の理由について、率直な説明を行ってもらう必要がある。

全国の提訴裁判の状況（2020年12月11日現在）

[注意] コロナ禍により裁判も影響を受けています。裁判所のホームページで「傍聴券交付状況」等、ご確認ください。

高裁	裁判の内容	次回期日
東京	東京国賠 東京差止・国賠 群馬	2021年1月13日 11:00 * 第1回 2021年5月20日 14:00 * 第1回 *2021年3月19日 15:00 進行協議期日 第1回期日未定
札幌	差止・国賠	2021年1月27日 15:00 結審
大阪	差止・国賠	12月22日 14:00 結審
高松	高知 国賠	地裁差戻し
福岡（那覇支部）	沖縄 国賠	* 忌避申立て中

地裁	裁判の内容	次回期日
釧路	国賠	12月22日 14:30 結審
福島（いわき）	国賠	2021年2月10日 13:30
神奈川（横浜）	差止・国賠	2021年2月4日 14:00
埼玉（さいたま）	国賠	2021年3月17日 11:00 判決
東京	女の会 国賠	2021年1月22日 10:30 結審 * 原告・弁護団は異議申立中
山梨（甲府）	国賠	12月22日 14:00 結審
長野	国賠	2021年1月29日 10:30 結審
愛知（名古屋）	国賠	2021年2月19日 11:00
京都	国賠	2021年1月14日 13:10
岡山	国賠	2021年1月27日 14:30
広島	差止・国賠	2021年2月17日 10:30
山口	国賠	2021年3月3日 14:00
高知（差戻し）	国賠	第1回期日未定
福岡	国賠	2021年1月26日 14:00
	差止・国賠	2021年1月27日 14:00 結審
長崎	国賠	2021年3月1日 14:30 結審
大分	国賠	2021年2月18日 11:00
鹿児島	国賠	2021年3月5日 15:00
宮崎	国賠	2021年1月6日 14:30 結審

安保法制違憲訴訟を支える会ご支援のお願い

東京でもいよいよ控訴審が始まりました。より多くのみなさんに情報を届けるため全国の市民団体にニュースのサンプルをお届けしています。送って欲しい団体がありましたら、お知らせください。

運動を拡大するため、郵送等の費用が増大しております。多くの方のご支援をお願いします。年会費一口3000円（何口でもかまいません）です。すでに支える会の会員の方は、引き続きご支援をお願いします。

安保法制違憲訴訟を支える会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 平和フォーラム気付
tel.03-5289-8222　fax.03-5289-8223
E-mail　soshou.sasaeru@gmail.com

ポスター大作戦

全国に広がっているポスター大作戦、まず最初に、都内にお住いのFさんからいただいたメールをご紹介します。「玄関前の垣根に掲示しています。ポスターには沢山の方々の顔写真がでていますので、高齢者から小学高学年の子供まで、通りがかりに立ち止まって見ています。」次に、九州にお住いのMさんからはお便りをいただきました。「ようやく、安保法制違憲ポスターを我家の塀に貼りました。お届け項いてから掲示するまで日にちがかかった理由。やっぱり一庶民が、こういうポスターを貼るのは勇気がいりますね。日本という国は、そういう国です。徐々にそれが変われば良いと思います。私にとっては、今日がその一歩です。」

また、選挙応援のポスターを貼るボランティア経験のある方は、よそのお宅の塀に貼るために、そのお宅の住人と交渉してポスターを貼って貰ったとのこと！勇気と根気のいる活動に、頭が下がります。

写真は国会前の集会の時に、ポスターを着て宣伝してくださった国賠訴訟の原告の方です。まさに、心意気！

「安保法制は憲法違反です。」じぶんが思っていることを他の人に伝えるためにはエネルギーが必要です。多くの人の小さな勇気が戦争のない明るい未来につながると信じています。

【ﾎﾟｽﾀｰ申込】
屋内用1枚200円　屋外用1枚300円
*50枚以上は1枚200円　* 大量注文は印刷原価で！
✉ poster@anpoiken.jp　☎ 080-4460-6969

東京高裁・地裁 次回期日

【高裁 国賠 第1回期日】2021年1月13日（水）
10:00 裁判所前アピール
11:00 開廷 101号法廷
13:00 報告集会 * 議員会館を予定しています。
14:30 原告集会

【地裁 女の会 第16回期日】2021年1月22日（金）
10:00 傍聴券抽選
10:30 開廷 103号法廷
* 参議院議員会館での報告集会も予定しています。

[年会費振込先]

口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会（アンポホウセイイケンソショウヲササエルカイ）

【ゆうちょ銀行からのお振込み】
ゆうちょﾀﾞｲﾚｸﾄ：口座記号・番号：00140-514288
ATM：口座記号・番号：001405-514288
窓口：口座記号・番号：00140-5-514288
【その他の金融機関からのお振込み】
店　　番：〇一九（ゼロイチキュウ）
預金種目：当座　口座番号：0514288